

『ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』 における特車システム操作説明資料 (申請者向け)

Ver.1.3(受付窓口の拡大)

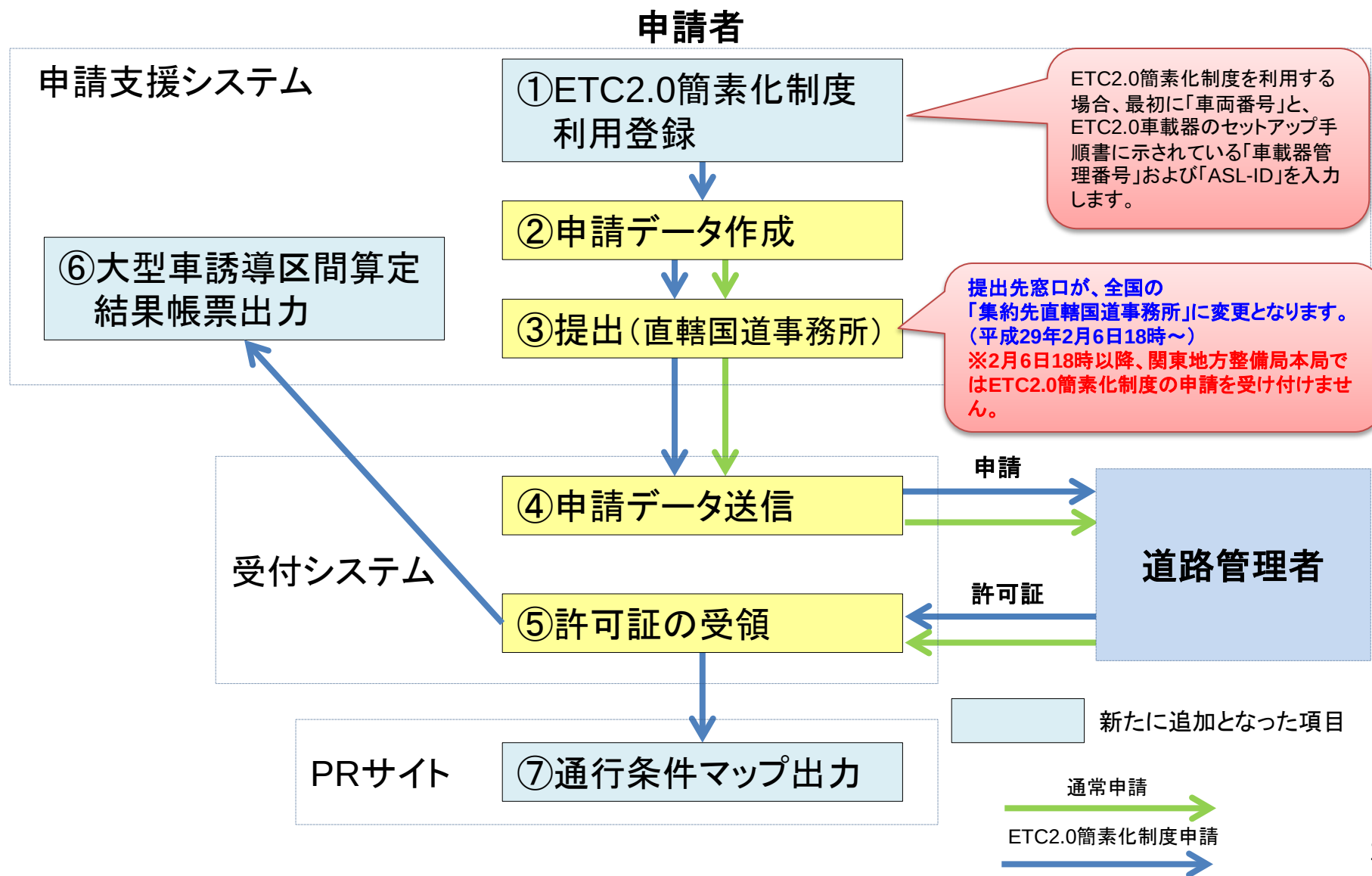
平成29年1月27日

関東地方整備局 道路部 交通対策課

○操作の流れ(概要)

●オンライン特車システムの操作の流れ

「ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度」のことを以下、「ETC2.0簡素化制度」といいます。



① ETC2.0簡素化制度利用登録

●ETC2.0簡素化制度利用登録機能の操作の流れ

申請支援システム

- 申請データ作成
- 申請書作成状況一覧
- 個別協議状況一覧
- 経路図作成状況一覧
- 担当者変更
- 申請書提出
- 申請状況照会
- ETC2.0簡素化制度利用登録**

①ETC2.0簡素化制度利用申請の対象車両を登録する場合に使用します。



業務支援型ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度の試行実験に参加するにあたり以下の内容に同意していただく必要があります。確認のうえ、同意いただけるよう「同意する」ボタンを押してください。

ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度利用規約

(適用)
第1条 この規約は、ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度（以下「本制度」という。）の利用に関し、必要な事項や注意事項を定めます。

(定義)
第2条 この規約の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

第3条 大型車専用区間とは、道路法第47条の3第1項に規定する限速度超過車両の通行を誘導すべき道路として、国土交通大臣が指定した区間のことをいいます。

第4条 本制度の対象となる車両は、車両の通行の許可の手続き等を定める省令（昭和36年9月25日 建設省令第28号）第7条で定める車両の幅、重量、高さ、

(対象となる車両)
第5条 本制度に係る各種手続きは、特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請システム（以下「システム」という。）を利用して行うものとします。

(手続きの方法)
第6条 本制度に係る各種手続きは、特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請システム（以下「システム」という。）を利用して行うものとします。

同意しない **同意する**

申請者がETC2.0簡素化制度を初めて利用する際は、最初に「利用規約」が表示されますので、ご確認ください。

②「同意する」をクリックすると、利用登録画面へ遷移します。

ETC2.0簡素化制度 利用登録

No	車両番号(車載器取付車両)	ETC2.0車載器
		車載器管理番号
		車両追加

③車両追加をクリックすると、車両追加画面が表示されます。

ETC2.0簡素化制度 車両追加

車両番号 東京 100 か 0020

車載器管理番号 12345 - 12345678 - 000120

ASL-ID 123456789001

追加 閉じる

ETC2.0簡素化制度 利用登録

(登録) 車両と車載器の組合せ情報を新たに登録する場合、「車両追加」ボタンを押してください。
(変更) 車載器情報の変更を行う場合、選択チェックボックスをON、「車載器変更」ボタンを押してください。(複数選択不可)
(削除) 車両と車載器の組合せ情報を削除する場合、選択チェックボックスをON、「削除実行」ボタンを押してください。(複数選択可)

No	車両番号(車載器取付車両)	ETC2.0車載器	選択
1	東京 100か0020	車載器管理番号 12345-12345678-000120 ASL-ID 123456789001	☐

全てチェック/解除

車両追加 **車載器変更**

入力した「車両番号」、「車載器管理番号」、「ASL-ID」が表示されます。

ETC2.0車載器を変更する場合、車載器変更を押してください。

② 申請データ作成

●申請データ作成時の重要事項

- ETC2.0簡素化制度の適用を受けるには、『ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度』実施要綱(以下、実施要綱という)に記載されている条件を満たす必要があります。
- 申請経路のうち、1経路でも大型車誘導区間が含まれない経路がある場合、ETC2.0簡素化制度の適用は受けられません。
- 適用条件を満たさない場合は、ETC2.0簡素化制度が適用されない通常の申請となります。
- 新規格車でETC2.0簡素化制度の適用を受ける場合には、資料「新規格車でETC2.0簡素化制度申請を行う方へ」に従って操作してください。(15ページ参照)

ETC2.0簡素化制度適用対象車両の範囲

車両諸元								
	新規格車			新規格車以外				
	単車	連結車		単車	連結車			
		追加3車種	特例5車種		セミトレーラ連結車(国際海上コンテナ車を含む)		フルトレーラ連結車	ダブルス
					特例5車種及び追加3車種			
幅	2.5m以下							
高さ	3.8m以下			4.1m以下				
長さ	12m以下			17m以下 (後軸の旋回中心から車両後端までの距離が 3.2m以上4.2m以下の場合は17.5m以下、 3.8m以上4.2m以下の場合は18m以下)		19m以下 21m以下		
最小回転半径	12m以下							
総重量	25t以下		26t以下	39t以下	44t以下			
軸重	10t以下			11.5t以下		110t以下		
隣接軸重	隣り合う車軸に係る軸距が1.8m未満の場合は18t以下 1.8m以上の場合は20t以下 (隣り合う軸重に係る軸距が1.3m以上であり、当該隣り合う車軸に係る軸重が いずれも9.5t以下の場合は19t以下)							
輪荷重	5t以下			5.75t以下		5t以下		

※新規格車でETC2.0簡素化制度の適用を受ける場合には、15ページ以降を参照してください

② 申請データ作成

●申請データ作成時の留意点①

申請書入力(新規)

申請書情報を入力してください。

申請日 平成 28 年 1 月 22 日

通行開始日 平成 28 年 1 月 23 日 通行終了日 平成 30 年 1 月 22 日

申請者
法人区分等 其他(なし)
会社名・氏名(漢字) トクシャウヨウジムキョク ※株式会社などの法人区分等は
会社名・氏名(カナ) トクシャウヨウジムキョク 入力省略して下さい。
代表者名(漢字) 関東太郎
代表者名(カナ) カントウタロウ
郵便番号 330 - 9724 住所自動設定
住所(都道府県) 埼玉県 ※住所は漢字で入力して下さい。
住所(市区町村) さいたま市中央区新都心 郵便番号自動設定
住所(丁目番地) 2-1
住所(ビル名)
電話番号 市外局番 局番 番号
048 - 601 - 3223

申請担当者 ※申請を行う担当者の情報
部署名 運用事務局
担当者名(漢字) 特車花子
電話番号 市外局番 局番 番号
048 - 601 - 3223
FAX番号
メールアドレス * * @ co.jp

申請車両
申請車種 一般セミトレーラ(バン型)
○新規格発車 〇新規格車
事業区分 区域
申請車両台数 単車/トラクター 1 台 トレーラ 1 台

申請経路
申請経路数 2

登録 リセット 前画面へ戻る

申請担当者名のメールアドレスは必ず入力してください。
(ETC2.0簡素化制度申請の更新時、および道路情報便覧の更新時についてはメールで通知されます)

※申請車種を変更した場合は必ず車両情報入力画面で登録ボタンを押して下さい。

●左記(新規開発車両、新規規格車)以外

確認

ETC2.0簡素化制度の場合、申請者のメールアドレス登録が必要です。
申請書入力画面に戻り、申請担当者のメールアドレスを入力してください。

はい

提出先窓口指定

提出先道路管理者と提出先窓口を指定してください。

提出先道路管理者 東北地方整備局 選択

提出先窓口 東北地方整備局 仙台河川国道事務所

オンライン申請の場合、ここで作成される申請データを特殊車両オンライン申請受付システムへ送信してください。
ただし、この申請データ以外の書類を窓口事務所に持参していただく場合があります。

【注意】平成28年度からの審査体制集約化について
平成27年度内の申請については、提出時期や処理状況等により、年度内であっても集約先事務所から問い合わせや補正等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【平成28年度の審査体制集約化について】
・九州地方整備局管内の事務所:平成28年3月1日～
・その他の事務所:平成28年4月1日～

特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について(平成28年度)

【参考資料】
特殊車両通行許可申請に係る審査体制の集約化について(平成27年度)

確認 前画面へ戻る

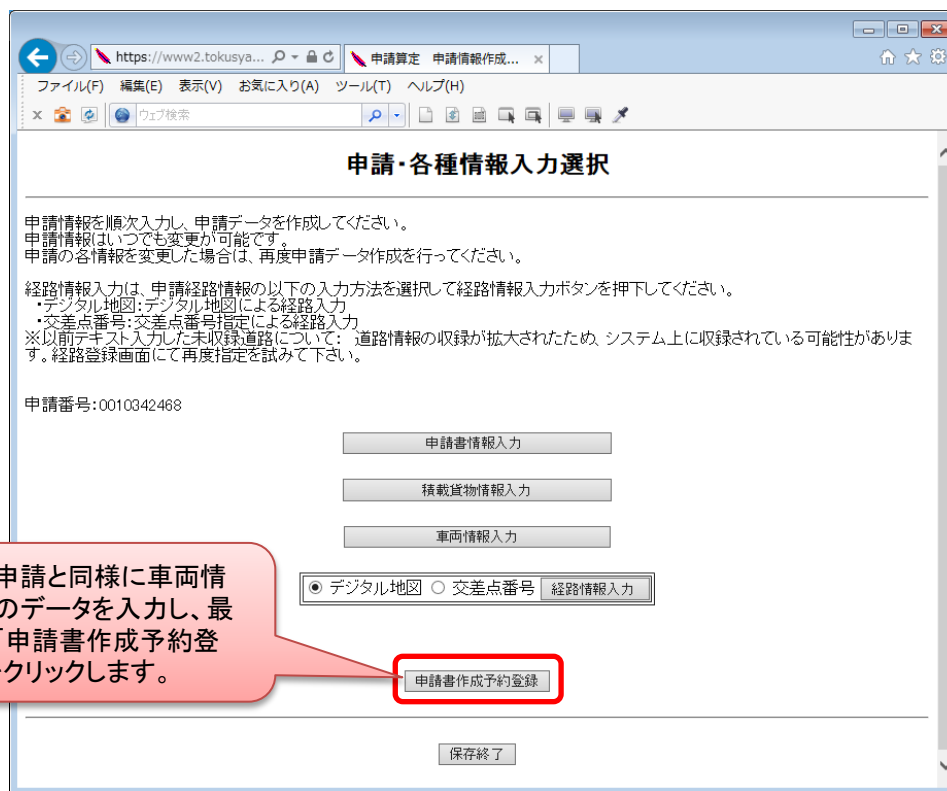
提出先窓口が、全国の「集約先直轄国道事務所」に変更となります。
(平成29年2月6日18時～)

※2月6日18時以降、関東地方整備局本局ではETC2.0簡素化制度の申請を受け付けません。

メールアドレス未入力の場合、確認メッセージが出力されます。

② 申請データ作成

●申請データ作成時の留意点②



申請・各種情報入力選択

申請情報を順次入力し、申請データを作成してください。
申請情報はいつでも変更が可能です。
申請の各情報を変更した場合は、再度申請データ作成を行ってください。

経路情報入力には、申請経路情報の以下の入力方法を選択して経路情報入力ボタンを押下してください。
・デジタル地図: デジタル地図による経路入力
・交差点番号: 交差点番号指定による経路入力
※以前テキスト入力した未収録道路について、道路情報の収録が拡大されたため、システム上に収録されている可能性があります。経路登録画面にて再度指定を試みて下さい。

申請番号: 0010342468

申請書情報入力

積載貨物情報入力

車両情報入力

☒ デジタル地図 ☐ 交差点番号 ☐ 経路情報入力

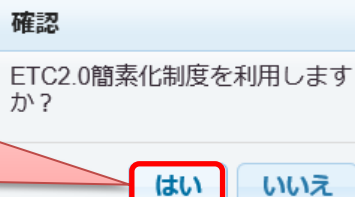
申請書作成予約登録

保存終了

通常申請と同様に車両情報等のデータを入力し、最後に「申請書作成予約登録」をクリックします。

提出窓口が「関東地整本局」または「その他道路管理者」の場合には、以下のダイアログが表示されますので、提出先を別の道路管理者に再指定してください。

ETC2.0簡素化制度の利用条件を満たす場合、利用を確認する画面が表示されます。
「はい」を押してください。



確認

ETC2.0簡素化制度を利用しますか?

はい いいえ

ETC2.0簡素化制度を利用した申請の場合、提出先窓口に「関東地方整備局本局」または「その他道路管理者」は指定できません。申請書入力画面より、提出先窓口を変更してください。

OK

③ 提出、④ 受付

●申請書作成状況一覧画面における留意点

- ETC2.0簡素化制度では「大型車誘導区間算定結果帳票」が発行されます
- 申請書作成状況一覧画面よりダウンロードできます
- 「大型車誘導区間算定帳票」は作成に数時間～数日かかることがあります。
ダウンロードボタンがクリックできる状態になったのを確認し、ダウンロードしてください。

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

申請書作成状況一覧

申請書、申請データをダウンロードする場合は、それぞれ「ダウンロード」ボタンを押して下さい。
要再作成となっている場合、メッセージ内容を確認し、申請書を再度作成して下さい。
予約を取り消す場合は、「キャンセル」ボタンを押して下さい。
申請書の確認を行う場合は、申請データを一度ダウンロードし、「申請データの算定」ボタンを押して下さい。
申請データを国道事務所へ提出する場合は、提出ボタンを押して下さい。

申請書・申請データの保存期間は14日です。作成完了から14日で削除されますので、提出後は「ダウンロード」ボタンでデータをダウンロードしてください。

申請番号	申請書作成予約 受付日時	作成状況	作成完了日時	メッセージ	操作
0007754378	平成28年01月21日 14時16分	作成完了	平成28年01月21日 14時17分	ETC2.0簡素化制度を利用した申請です。 大型車誘導区間の算定結果はしばらく時間を置いてから確認してください。	申請書 ダウンロード 申請データ ダウンロード 提出 算定結果 ダウンロード 大型車誘導区間算定結果 ダウンロード

前画面へ戻る 経路図作成状況一覧 画面再読み込み 申請データの算定

- ・ETC2.0簡素化制度利用申請では、新たに『大型車誘導区間算定結果』のダウンロードボタンが追加されます。
- ・ダウンロードボタンは、算定処理が完了するとクリック出来る状態となります。
- ・出力内容は10ページを参照してください。

●申請データの提出以降の操作は、通常申請と変更ありません。

⑤ 許可証の受領

● 通行の条件

ETC2.0簡素化制度申請の申請経路に対する車両通行条件は下記に記されます。

許可証 (lzhファイル)

・・・申請経路の通行条件
変更点を8ページ、9ページに記します。

大型車誘導区間算定結果
帳票 (10ページ)

通行条件マップ
(11～14ページ)

・・・大型車誘導区間内の通行条件

⑤ 許可証の受領

●「条件書」の変更点

<条件書(表面)>

条件書

第 号
許可年月日 平成 年 月 日
道路管理者 関東地方整備局長 印

- 通行経路のうち、次の区間の橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋梁等」という。）を通行するときは、徐行及び進行禁止とすること。
[申請経路全路線 但し、経路に高速自動車国道が含まれる場合には高速自動車国道を除く]
- 屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所を通行するときは徐行すること。
- 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。
[申請経路全路線]
- 通行時間は、0時から24時までとする。

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。
- 通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがあるが、そのような場合には、現地の標識又は道路管理者の指示に従うこと。
- この許可証はETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度の対象であるため、大型車誘導区間内は下記の参照先に示す通行条件のもと包括的な通行を認める。但し、通行にあたっては、「ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度利用規約」に定める事項を遵守すること。

参照先：http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/index.html

- その他
[車両の組合せは、トラクタまたはトレーラの自動車検査証に記載されている組合せに限る。

車両諸元が自動車検査証の継続検査により変更になる場合は、変更 許可を受けること。

バン形状以外のトレーラを許可対象車として運用する

スタンション型のセミトレーラ連結車で分割可能な 装着すること。

注）進行禁止とは、2台以上の特殊車両が縦列をなして 止する措置をいう。

大型車誘導区間内の包括的な通行を認める際の条件が記載されます

<条件書(裏面)>

[通行の際の注意事項]

- 道路の状況は、工事の実施や災害の発生等により変化することがあるので、通行に先立ち、通行経路について（財）日本道路交通情報センター等に問い合わせること。
- 以下に該当する場合には、許可を取消されることがあるので注意すること。
 - 条件書に記載された通行条件に違反して車両を通行させたとき
 - 申請した経路と異なる経路について車両を通行させたとき
 - 申請した車両諸元を超えて車両を通行させたとき
 - その他許可証に記載した事項に反して車両を通行させたとき
- 通行にあたっては、当該車両に係る許可証を必ず携帯すること。
- 許可の更新又は変更時には、変更のない付属書類の提出が、その場合は、新規申請時以降の許可証を携帯すること。
- 許可車両の通行によって道路構造物、道路の附属物、道路等は、すみやかに道路管理者又は道路占用者に連絡すること。
- 道路法に基づく道路以外の部分（農道、林道、私道、港湾道路等）については、許可の対象とならないので注意すること。
- 道路法、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令を遵守して通行するとともに、現地の交通規制に従うこと。
- 許可する大型車誘導区間の範囲および通行条件は大型車誘導区間改定に伴い更新されるので、通行に先立ち、大型車誘導区間内の通行経路および通行条件を確認すること。

道路情報便覧更新時の注意事項が記載されます

9. 違反履歴

年 月 日 時

違反車両

車両番号	トラック・トラクタ：	積載物：
	トレーラ：	

違反内容

⑤ 許可証の受領

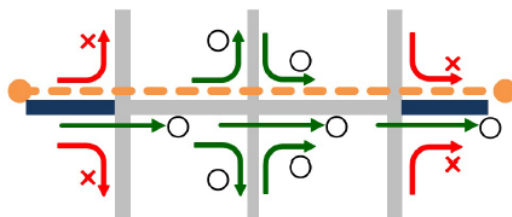
● 通行経路表の変更点

< 通行経路表 >

通行経路表

最終ページに大型車誘導区間に
進入する際の注意事項が出力さ
れます

注：許可経路と大型車誘導区間の接続交差点については
許可どおりの経路で進入すること。



【凡例】

-  許可経路
-  大型車誘導区間
-  大型車誘導区間外

⑥ 大型車誘導区間算定結果帳票出力

●申請支援システムの申請書作成状況一覧画面(6ページ)で、許可された申請に対する大型車誘導区間算定結果帳票が出力できます。

帳票は車両諸元に応じて
1,000枚程度出力される
ことがあります

<大型車誘導区間算定結果帳票>

出発地住所、目的地住所、備考の記載はなし

ETC2.0簡素化制度申請 大型車誘導区間内通行条件 (実車)

枚数順番号 2

受付許可番号 軸数: 5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸 (SL1-3)

通行経路	出発地住所	目的地住所	備考								
ETC2.0簡素化制度申請 大型車誘導区間内通行条件 (実車)											
ETC2.0簡素化制度申請 大型車誘導区間内通行条件 (空車)											
障害種別	条件	道路管理者	路線名称	地名	往復区分	名称(交差点又は構造物)	出発側交差点	交差点地名	～	目的地側交差点	交差点地名
曲線	C	北海道開発局 函館開発建設部	一般国道 5号線 複線 (2)	昭和3丁目	往復	-	#6240552584	昭和4丁目105-8	～	#6240552598	石川町
							申請車両の占有幅-2.93m 車道幅員-2.50m				
狭小幅員	C	北海道開発局 函館開発建設部	一般国道 5号線 複線 (2)	桔梗町	往復	-	#6240650264	桔梗町	～	#6240650418	宇板町
							車道幅員-2.25m				
	-	関東地方整備局 常陸河川国道事務所	一般国道 6号線 複線 (3)	-	往	-	長岡#5440330066	-	～	長岡#5440330311	長岡
	-	関東地方整備局 常陸河川国道事務所	一般国道 6号線 複線 (6)	-	復	-	#5440330175	-	～	奥谷オブランプ#5440330207	奥谷字
							包括許可対象外				
							包括許可対象外				
	C	関東地方整備局 常陸河川国道事務所	一般国道 6号線 複線 (6)	奥谷	往	防前橋	#5440330175	大字奥ノ谷	～	奥谷オブランプ#5440330207	奥谷字
							B条件の限度重量-35.83t				
交差点	C	北陸地方整備局 新潟国道事務所	一般国道 7号線	中央区東大通2丁目	往	東大通#5639600940	-	-	～	-	-
							対向車線を侵して折進できる車両分類値-0, 対向車線を侵さず折進できる車両分類値-II, 申請車両分類値-I				
上空障害	-	東北地方整備局 酒田河川国道事務所	一般国道 7号線	五十川字浜千鳥	往復	五十川南トンネル	#5739740049	温海字温福	～	#5839040006	五十川字浜千鳥
							包括許可対象外				
交差点	C	東北地方整備局 能代河川国道事務所	一般国道 7号線	桂城	往復	市役所前#6040340023	-	-	～	-	-
							車線を侵して折進できる車両分類値-0, 対向車線を侵さず折進できる車両分類値-II, 申請車両分類値-I				
狭小幅員	C	北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	一般国道 8号線 複線 (6)	千木町	往復	-	#5436750259	田中町	～	田中#5436750057	田中町
							2.25m				
	C	北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	一般国道 8号線 複線 (6)	田中町	往復	-	#56750057	田中町	～	磯部町#5436750551	磯部町

申請経路(「片道」、「往復」、「実車空車同一申請」)に関わらず、「実車時」、「空車時(積載物重量ゼロ)」の2パターンで算定されます。

算定結果が個別審査の場合、申請経路以外は個別審査を実施しないことから条件欄に「-」が表示されます。

個別審査箇所は「包括許可対象外」となり、通行不可となります。(個別協議を行わないため)

⑦ 通行条件マップ出力

●許可証の条件書(表面)に記載されているURLをクリックすると、ETC2.0簡素化制度における大型車誘導区間内の通行条件マップが出力できます。

ただし、当面の間は次ページに示すはモデル車両の算定結果を表した通行条件マップの提供となります。

<条件書>

条件書
 第 号
 許可年月日 平成 年 月 日
 道路管理者 関東地方整備局長 印

1. 通行経路のうち、次の区間の橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋梁等」という。）を通行するときは、徐行及び進行禁止とすること。
 [申請経路全路線 但し、経路に高速自動車国道が含まれる場合には高速自動車国道を除く]

2. 屈曲部、交差点、幅員狭小又は上空障害箇所を通行するときは徐行すること。

3. 通行経路のうち、次の区間については左側端から数えて一番目の車両通行帯（登坂車線が設けられている区間にあつては登坂車線）を通行すること。
 [申請経路全路線]

4. 通行時間は、0時から24時までとする。

また、交通混雑が予想される市街地等を通行する場合は、当該区間の交通混雑を避けて通行すること。

5. 通行経路の一部で通行が禁止又は制限されることがある場合は道路管理者の指示に従うこと。

6. この許可証はETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度を利用するため、大型車誘導区間内は下記の参照先に示す通行条件のもと包括的な通行を認め、通行にあたっては、「ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度利用規約」にある事項を遵守すること。

参照先 : <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/index.html>

7. その他
 [車両の組合せは、トラクタまたはトレーラの自動車検査証に記載されている組合せに限る。]

車両諸元が自動車検査証の継続検査により変更になる場合は、変更申請を行い許可を受けること

<PRサイト>

PRサイトの「大型車誘導区間通行条件マップ」のダウンロード画面へ遷移します。

ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度における大型車誘導区間の通行条件マップ

全国版(642MB)				
北海道(122MB)	青森(17MB)	岩手(34MB)	宮城(28MB)	秋田(27MB)
山形(28MB)	福島(31MB)	茨城(68MB)	栃木(22MB)	群馬(25MB)
埼玉(23MB)	千葉(27MB)	東京(22MB)	山梨(15MB)	新潟(31MB)
富山(18MB)	石川(18MB)	福井(15MB)	山梨(22MB)	長野(41MB)
岐阜(38MB)	静岡(35MB)	愛知(32MB)	三重(33MB)	滋賀(24MB)
京都(32MB)	大阪(21MB)	兵庫(48MB)	和歌山(16MB)	奈良(16MB)
鳥取(22MB)	島根(28MB)	岡山(14MB)	広島(20MB)	山口(14MB)
徳島(20MB)	香川(14MB)	愛媛(19MB)	高松(19MB)	福岡(19MB)
佐賀(16MB)	長崎(19MB)	熊本(19MB)	大分(19MB)	鹿児島(19MB)
鹿児島(18MB)	沖縄(09MB)			

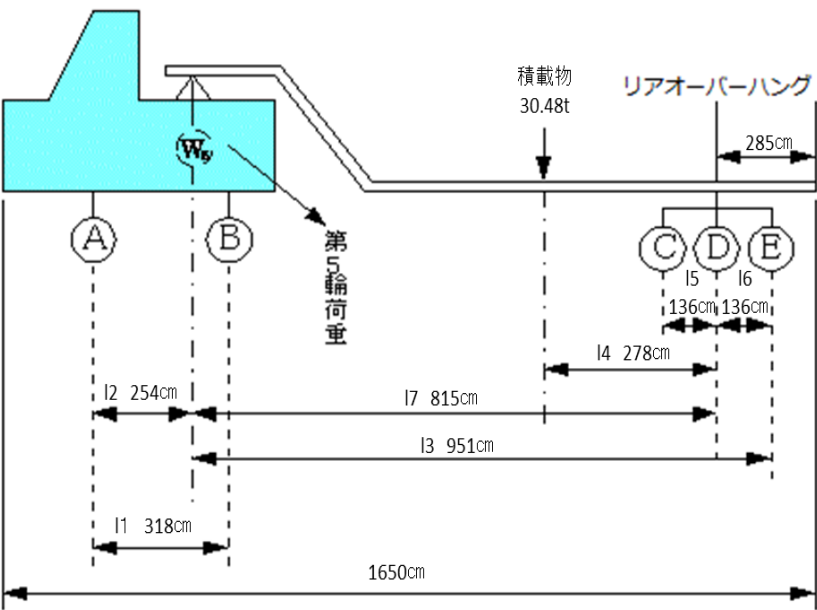
ダウンロードしたい項目を選択します。
(例: 東京都)

東京都エリア全体図と、各エリアのマップがPDFでダウンロードできます。

7 通行条件マップ出力

●モデル車両の車両諸元

下記の諸元を超える車両は通行条件マップに表示される通行条件より厳しい通行条件となる場合があります。詳細は大型車誘導区間算定結果帳票をご確認ください。



積載貨物品名	分類	コンテナ
	品名	海上コンテナ(ボックス・その他)
車種区分	車両の種類	海上コンテナ(9'6)
	軸種	軸数:5軸、トラクタ前1軸、トレーラ後3軸(トリプル軸有)

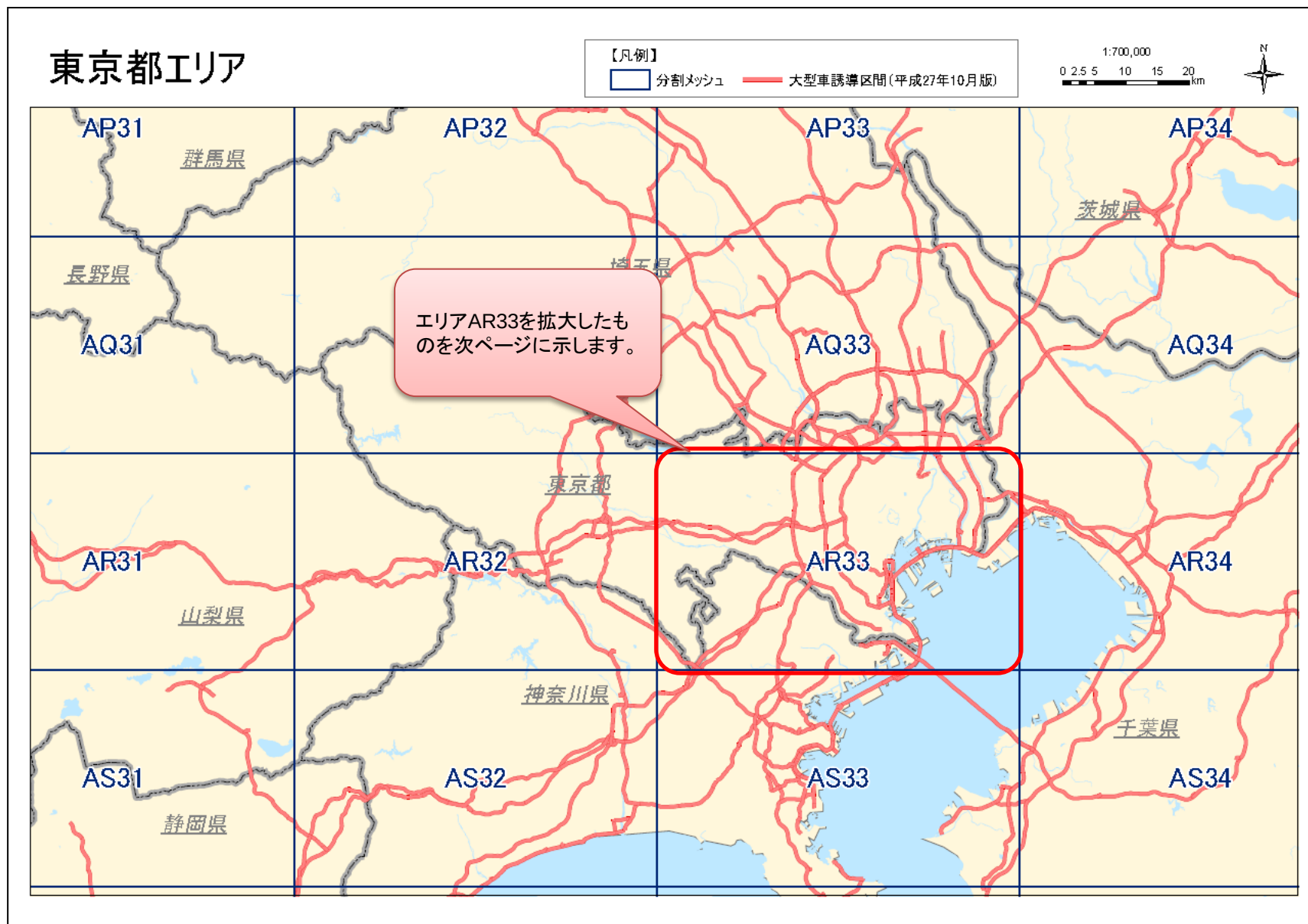
総重量説明表								
自重					積載物重量			合計
トラクタ自重	乗員(2人)	第一トレーラ 自重	第二トレーラ 自重	小計	前部	後部	小計	
6.97t	0.11t	4.65t		11.73t	30.48t		30.48t	42.21t

車両諸元表							
軸(B)	高さ(H)	長さ(L)	最大軸重	最遠軸距	最小隣接軸距	リアオーバーハング	最大軸重軸最外輪中心
250cm	410cm	1650cm	11.05t	1205cm	136cm	285cm	200cm
各輪の軸間距離および荷重点等の距離							
I1	I2	I3	I4	I5	I6	I7	I8
318cm	254cm	951cm	278cm	136cm	136cm	815cm	-
19	110	111	112	113	114	115	-

荷重分布表		A軸 軸数2輪	B軸 軸数2輪	C軸 軸数2輪	D軸 軸数2輪	E軸 軸数2輪	F軸 軸数 輪	G軸 軸数 輪	G軸 軸数 輪	合計
	自重+乗員	5.03t	2.74t	1.32t	1.32t	1.32t				11.73t
	積載物	2.10t	8.31t	6.69t	6.69t	6.69t				30.48t
	計	7.13t	11.05t	8.01t	8.01t	8.01t				42.21t
	輪荷重	3.57t	5.53t	4.01t	4.01t	4.01t				-
最外輪中心間距離(G)コード		1	1	1	1	1				-

⑦ 通行条件マップ出力

● 通行条件マップ(東京都の例)



ETC2.0装着車への
特殊車両通行許可簡素化制度

AR33



<交差点>

● 個別審査 ● 寸法C条件

＜スパン(路線)＞

個別審査
 重量D条件
 重量/寸法C条件
 支障なし(AもしくはB条件)

1:200,000



新規格車の申請方法

○新規格車もETC2.0簡素化制度の対象となりますが、新規格車は空車時には車両総重量20t以下となり、特殊車両に該当しなくなるため、重さ指定道路以外でも本来は申請不要となり、オンライン申請システムでの算定が行えません。

新規格車でETC2.0簡素化制度を利用した申請を行う場合は、「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介PRサイト」のダウンロードページに掲載している、説明資料「新規格車でETC2.0簡素化制度申請を行う方へ」に記載されている方法で車両諸元を入力していただく必要があります。

特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介

特車システムは、問い合わせ内容毎に担当が分かれています。こちらからご確認ください。

● トップページ ● 特殊車両通行許可制度とは ● オンライン申請とは ● 代理申請とは ● ダウンロード ● よくある質問と回答 ● お問い合わせ

NEWS! お知らせページ

- 特殊車両の通行許可申請を行ったことがない方へ
- 画面による申請を行っている方へ
- CD-ROM版の電子申請を行っている方へ
- インターネット申請を行っている方へ
- オンライン申請を行いたい方はこちら
- システムご利用の前に（利用規約）
- はじめにお読みください（推奨PC環境）
- 申請データの作成
- 申請データの送信

お問い合わせ先
TEL 特車運用事務局
こちらから
特車通行規制
電子政府・電子自治体リンク集
道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針
大型車誘導区間に係る申請

名称	バージョン	概要
電子申請書作成システム操作マニュアル(PDF)	Ver201510-2	最新のオフライン用システムの操作マニュアルです。
特殊車両通行許可申請書類作成要領(PDF)	H23.4月版	特車申請の申請書作成解説書です。手書き用ですが、システム入力に活用できます。ご確認ください。

※ オフライン用プログラムをCD-ROMで受け取る場合は、こちらをご覧ください。

申請書作成補助ツール

名称	バージョン	概要
連結最小回転半径計算シート(Excel形式)	-	連結車(セミトレーラ・フルトレーラ等)の特殊車両通行許可申請時に記載する、連結時の最小回転半径を計算するツールです。Excel形式で提供しています。

ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡素化制度に関する資料

名称	バージョン	概要
大型車誘導区間通行条件マップ	平成28年1月版	ETC2.0簡素化申請で通行できる大型車誘導区間の通行条件を示した地図です。(モデル車両の算定結果なので、実際の申請車両の通行条件とは異なります)
新規格車でETC2.0簡素化制度申請を行う方へ	-	新規格車におけるETC2.0簡素化制度を適用した申請の方法に関する説明資料です。
新規格車用軸重計算シート	-	新規格車におけるETC2.0簡素化制度を適用した申請時に使用する軸重計算用のツールです。

※Microsoft Wordは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。
※一部は株式会社アドビシステムの登録商標です。
※マニュアルを見るためには、アドビシステムズ株式会社から提供しているアドビリーダー(Adobe Reader)が必要です。アドビリーダーは、アドビシステムズのサイトから無償でダウンロードできます。

Adobe Get Adobe Reader

新規格車でETC2.0簡素化制度申請を行う具体的な手順が記載されています

○ETC2.0簡素化制度申請の手数料

○ETC2.0簡素化制度を利用した申請では、全ての申請経路で手数料が必要となります。

○申請経路で手数料がかかる場合（経路が2以上の道路管理者にまたがる場合）は、ETC2.0簡素化制度申請でも同様の手数料がかかります。

○申請経路で手数料がかからない場合（経路が2以上の道路管理者にまたがらない場合）でも、大型車誘導区間内は2以上の道路管理者にまたがるため、ETC2.0簡素化制度申請では手数料がかかります。

⇒経路が直轄国道のみの場合でも

160円／台・経路（大型車誘導区間で完結している経路）

もしくは 200円／台・経路（大型車誘導区間を含むが、大型車誘導区間で完結しない経路）
の手数料がかかります。

ETC2.0簡素化制度を利用した申請の手数料パターン

対象ケース		現行制度	ETC2.0簡素化制度
大型車誘導区間で完結する経路	道路管理者が2以上	160円／台・経路	160円／台・経路
	1道路管理者のみ	0円	160円／台・経路
大型車誘導区間を含むが、大型車誘導区間で完結しない経路	道路管理者が2以上	200円／台・経路	200円／台・経路
	1道路管理者のみ	0円	200円／台・経路
大型車誘導区間を含まない経路	道路管理者が2以上	200円／台・経路	制度適用外
	1道路管理者のみ	0円	制度適用外

○ETC2.0簡素化制度許可で通行する際の携行書類

○ETC2.0簡素化制度 車両通行時の許可証等の携行については、通行経路に係るもののみ備え付けなければ足りるものとします。(実施要綱5ページ)

記入作成者	通達等における様式番号	書類名	携行義務 (通常申請)	携行義務 (ETC2.0)	電子署名対象	入手方法
申請者	省令別記様式第1	特殊車両通行許可申請書				
	要領別記様式1	車両内訳書	○	○	○	受付システムよりダウンロード (許可証と同一ファイル)
	課長通達別記様式第1	車両の諸元に関する説明書				
	課長通達別記様式第1の2					
	課長通達別記様式第2	経路表				受付システムよりダウンロード (許可証と同一ファイル)
		経路図 (協議を必要とする場合は 協議を要する路線のみ作成)	○	○		申請支援システム(デジタル道路 地図)よりダウンロード
		自動車検車証の写し (型式毎に1枚)				
道路管理者		軌跡図 (超寸法車両のみ作成)				
		フレキシブルディスク				
	省令別記様式第2	特殊車両通行許可証	○	○	○	受付システムより ダウンロード
	要領別記様式6	条件書	○	○	○	受付システムよりダウンロード (許可証と同一ファイル)
		大型車誘導区間算定帳票		○		申請支援システムより ダウンロード
		大型車誘導区間経路図 (通行条件マップ)		○		PRサイトよりダウンロード
	要領別記様式5	協議書				
	要領別記様式4	協議回答書				
		申請書及び付属書類の写し				

申請経路に関するものです。

大型車誘導区間に関するものです。
通行経路に係るもののみ備え付け
ばよいです。